

大田原市立学校の教育職員に関する
業務量管理・健康確保措置実施計画

令和8年3月
大田原市教育委員会

目次

1	計画の趣旨	1
2	現状と課題	2
3	計画の期間	3
4	目標	3
5	実施する業務量管理・健康確保措置	5
6	推進体制	9
7	フォローアップ	9

1 計画の趣旨

近年、学校教育を取り巻く環境は、少子化や高度情報化の進展、地域社会や家庭環境の変化、さらには価値観の多様化などにより、大きく変化している。加えて、児童生徒一人一人の教育的ニーズが多様化・複雑化していることから、学校に求められる役割は年々拡大している状況にある。こうした中、教職員には、学習指導や学級経営に加え、児童生徒指導、保護者対応、地域との連携、特別支援教育への対応、ICTを活用した教育活動の推進など、幅広い業務への対応が求められている。

その結果、教職員の業務負担は増大し、長時間勤務が常態化する傾向が見られている。教職員の長時間勤務は、心身の健康に影響を及ぼすだけでなく、教育活動に対する意欲や創造性の低下を招き、ひいては児童生徒に対する教育の質にも影響を与えることが懸念される。また、教職員が十分な休養を確保できない状況は、持続可能な学校運営の観点からも大きな課題となっている。教職員一人一人が心身ともに健康で、やりがいを持って職務に従事できる環境を整備することは、学校教育の充実を図る上で極めて重要である。

このような状況を踏まえ、本計画は、「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」第8条及び国が示す指針に基づき、教職員の業務量の適切な管理及び健康・福祉の確保を図るとともに、学校における働き方改革を総合的かつ計画的に推進することを目的として策定するものである。さらに、教育委員会と各学校が連携しながら、業務改善に向けた取組を継続的に推進し、教職員が安心して勤務できる環境づくりを進めることを目指すものである。

また、本計画は、単に勤務時間の短縮のみを目的とするものではない。業務の精選や効率化、役割分担の見直し等を進めることにより、教職員が本来担うべき教育活動に専念できる環境を整備し、児童生徒と向き合う時間を確保することを重視している。そのことを通して、児童生徒一人一人に寄り添ったきめ細かな指導や支援の充実を図り、学校教育全体の質

の向上につなげていくことを目指すものである。

2 現状と課題

令和6年度時間外在校等時間平均時間（令和7年3月末時点）

	平均時間（月）
小学校	44.6時間
中学校	46.2時間
小中全体	45.4時間

本市における教職員の勤務状況を見ると、時間外在校等時間が長時間に及ぶ傾向が依然として見られ、教職員の多忙化が大きな課題となっている。特に中学校においては、学習指導や児童生徒指導に加え、部活動指導等の影響により、月45時間を超える時間外在校等時間となる教職員の割合が高い状況にある。また、学校行事や進路指導等が集中する時期には、さらに勤務時間が増加する傾向も見られる。

加えて、学校に求められる役割は年々拡大しており、業務内容も複雑化・多様化している。児童生徒一人一人に応じたきめ細かな支援や、いじめ・不登校等への対応、特別な配慮を必要とする児童生徒への支援など、教職員に求められる対応は多岐にわたっている。さらに、保護者からの多様な要望への対応や、地域・関係機関との連携強化なども必要となっており、教職員の心理的・時間的負担は増大している状況である。

さらに、少子化や教職員構成の変化等に伴い、教職員数が限られる中で学校運営を行う必要が生じていることから、校務分掌や学校運営上の業務負担が一部の教職員に集中する傾向も見られる。特に若手教員の増加に伴い、経験豊富な教職員が若手育成や指導に多くの時間を要する状況も生じている。加えて、教頭等の管理職においては、校内の調整業務に加

え、保護者対応や関係機関との連絡調整、各種調査・報告業務等を担っており、長時間勤務の大きな要因となっている。

これらの状況に加え、業務量の増加や責任の重さによる精神的負担の高まりから、メンタルヘルス不調を訴える教職員も一定数存在している。教職員の心身の健康は、安定した学校運営や教育活動の充実を支える基盤であり、健康確保の観点からも、業務改善や勤務環境の整備を一層推進していくことが強く求められている。

3 計画の期間

本計画の期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間とする。この期間において、教職員の業務量の適切な管理及び健康確保に向けた取組を計画的かつ継続的に推進し、学校における働き方改革の着実な実現を目指すものとする。

また、計画の推進に当たっては、教育を取り巻く社会状況や学校現場の実態が常に変化していることを踏まえ、各学校における取組状況や成果、課題等を適切に検証していく必要がある。そのため、計画期間中であっても、国や県の動向、制度改正、学校現場の状況変化等を踏まえながら、必要に応じて内容の見直しを行い、より実効性のある計画となるよう改善を図るものとする。

4 目標

教職員の業務量管理及び健康確保に関する取組を着実に推進していくためには、具体的かつ実効性のある目標を設定し、継続的に検証・改善を図っていくことが重要である。このため、本計画においては、教職員が心身ともに健康で、安心して教育活動に専念できる勤務環境の実現を目指し、以下の目標を設定する。

(1) 時間外在校等時間に関する目標

教職員の時間外在校等時間については、国の指針等を踏まえ、1か月当たり45時間以内、年間360時間以内を原則とする。また、健康障害のリスクが高まるとされる、いわゆる「過労死ライン」に相当する月80時間を超える教職員をゼロとすることを最優先の目標として取り組む。

さらに、単に基準を満たすことだけを目的とするのではなく、業務改善や校務の効率化を進めることにより、教職員全体の時間外在校等時間の平均についても段階的な縮減を図り、将来的には月30時間程度とすることを目指す。そのため、各学校において勤務実態を適切に把握するとともに、業務分担の見直しや会議・行事の精選等を進め、長時間勤務の改善に向けた取組を継続的に推進する。

(2) ワーク・ライフ・バランスに関する目標

教職員が心身ともに健康な状態で意欲を持って勤務できるよう、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた環境整備を推進する。具体的には、年次有給休暇の取得促進を図るとともに、夏季休業期間等の長期休業期間における計画的な休暇取得を推進し、十分な休養や自己研鑽の機会を確保できるよう努める。

また、育児や介護など、教職員それぞれのライフステージに応じた柔軟な働き方への理解促進を図るとともに、仕事と家庭生活の調和に関する意識の向上を進める。これらの取組を通して、教職員一人一人が働きやすさや働きがいを実感できる職場環境づくりを進め、満足度の向上を目指す。

(3) 健康確保に関する目標

教職員の健康保持及び増進を図るため、定期健康診断やストレスチェック等を適切に実施し、その結果を踏まえた健康管理を推進する。特

に、ストレスチェックの結果に基づき、高ストレス者の割合の低減及び健康リスク値の改善を目指すとともに、必要に応じて産業医等による面談や相談体制の充実を図る。

また、メンタルヘルス不調の未然防止及び早期発見・早期対応に努めるとともに、相談しやすい職場環境づくりを推進する。加えて、休職者の円滑な職場復帰に向けた支援体制の充実を図り、メンタルヘルス不調による休職者の減少に向けた取組を総合的に進めていくものとする。

5 実施する業務量管理・健康確保措置

教職員の長時間勤務の是正及び健康確保を図るためには、個々の教職員の努力だけに依存するのではなく、教育委員会及び各学校が一体となって、業務改善や勤務環境の整備を組織的・継続的に進めていくことが重要である。

そのため、本市においては、国や県の方針を踏まえながら、以下の業務量管理及び健康確保に関する取組を総合的に推進する。

(1) 業務の3分類を踏まえた業務の見直し

教職員の業務については、「学校以外が担うべき業務」「教師以外が積極的に参画すべき業務」「教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務」の3つに分類し、それぞれの業務内容や実施体制について見直しを行う。業務の役割分担を明確化することで、教職員が本来担うべき教育活動に専念できる環境づくりを進める。

ア 学校以外が担うべき業務

登下校時の見守り活動については、地域住民や保護者、関係団体等との連携を図りながら、地域全体で児童生徒の安全を見守る体制づくりを推進する。放課後や夜間の校外巡回については、警察や青少年

関係機関等との役割分担を明確にし、学校における実施は原則として行わないものとする。

また、学校徴収金の徴収・管理業務については、公会計化やシステム化を推進し、現金管理等に係る教職員の負担軽減を図る。さらに、過剰な苦情や不当要求への対応については、学校のみで抱え込むことがないように、教育委員会が主体的に関与し、必要に応じて弁護士等の専門家とも連携した対応体制を構築する。

イ 教師以外が積極的に参画すべき業務

各種調査・統計業務については、内容や提出方法の見直しを行うとともに、ICTの活用による入力作業や集計作業の効率化を進め、事務負担の軽減を図る。

また、ICT機器やネットワーク環境の管理については、専門的知識を有する人材や外部事業者の活用を進め、教職員が機器管理等に過度な時間を要することのないよう体制整備を図る。施設管理や環境整備についても、外部委託の活用を検討し、学校現場の負担軽減を進める。

部活動については、地域展開や地域連携を段階的に進めるとともに、部活動指導員や外部指導者の積極的な活用を図り、教職員の負担軽減を目指す。

ウ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

授業準備や教材作成については、校務支援システムやデジタル教材、共有データベース等を活用し、効率化を図る。また、採点や成績処理についてもICT機器の活用を進め、事務的業務に要する時間の縮減を図る。

学校行事については、その教育的効果や実施方法を検証し、必要に応じて内容の精選や簡素化を行うことで、準備や運営に係る負担軽

減を図る。

さらに、児童生徒指導や保護者対応については、管理職を中心とした組織的対応を基本とし、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門人材と連携しながら、教職員が一人で抱え込まない支援体制を構築する。

(2) 学校運営の効率化

学校運営においては、限られた時間の中で効果的・効率的に業務を進めることが重要である。そのため、会議については、目的や必要性を明確にした上で実施し、事前資料の共有や議題の精選を通して、時間短縮及び回数削減を図る。

また、各種資料の電子化やオンライン会議システムの活用を進めることで、事務作業や移動時間の削減を図り、業務の効率化を推進する。

学校行事については、教育的意義や実施効果を十分に踏まえながら精選を行い、準備や運営に係る教職員の負担軽減を図る。教育課程についても、標準授業時数を踏まえた適切な編成を行い、過度な業務負担が生じないように配慮する。

(3) 勤務時間管理の徹底

教職員の勤務時間については、客観的な方法により適切に把握するものとし、勤務実態の見える化を推進する。校長は、各教職員の勤務状況を定期的に確認し、長時間勤務が見られる場合には、業務分担の見直しや業務改善に向けた指導・助言を行う。

また、定時退勤日や学校閉庁日を設定し、教職員が確実に休息を確保できる環境づくりを進める。あわせて、勤務時間に対する意識改革を図るため、研修や通知等を通じた啓発を継続的に実施し、効率的な働き方に対する理解促進を図る。

(4) 健康確保措置

教職員の健康確保を図るため、ストレスチェックを毎年度実施し、その結果を踏まえた職場環境改善や必要な支援を行う。特に、高ストレス者に対しては、産業医等による面談を実施するとともに、必要に応じて勤務軽減や業務調整等の措置を講じる。

また、メンタルヘルスに関する研修を実施し、教職員自身が行うセルフケア及び管理職等によるラインケアの充実を図る。さらに、相談窓口や支援制度について周知徹底を図り、教職員が安心して相談できる体制を整備する。

(5) 外部人材の活用

教職員の負担軽減及び専門的支援の充実を図るため、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、部活動指導員、スクールサポートスタッフ等の外部人材の積極的な活用を推進する。

これらの人材と教職員がそれぞれの専門性を生かしながら連携・協働することで、「チームとしての学校」の体制を構築し、児童生徒や学校が抱える多様な課題に適切に対応できる環境整備を進める。

(6) 職場環境の整備

教職員が安心して働くことができる職場環境を整備するため、休憩時間の確実な確保や持ち帰り業務の削減に向けた取組を推進する。また、校内における業務分担の適正化を図り、特定の教職員に過度な負担が集中しないよう配慮する。

さらに、ハラスメント防止に関する研修や相談体制の充実を図り、互いに尊重し合い、安心して勤務できる良好な職場環境の形成を推進する。

6 推進体制

教育委員会は、本計画の策定及び進行管理を担うとともに、学校への支援を行う。学校長は、学校における業務改善及び勤務時間管理の責任者として取組を推進する。教職員は、本計画の趣旨を理解し、業務改善に主体的に取り組むものとする。

教育委員会は、本計画の策定及び進行管理を担うとともに、各学校における取組状況の把握や必要な支援を行うものとする。また、国や県の動向、学校現場の実態等を踏まえながら、業務改善や健康確保に関する施策を総合的に推進し、学校が継続的に働き方改革に取り組むことができる環境整備に努める。

学校長は、学校における業務改善及び勤務時間管理の責任者として、教職員の勤務状況を適切に把握するとともに、業務の精選や校務分掌の見直し、組織的な業務運営等を進めるものとする。また、教職員が相談しやすい職場環境づくりや、心身の健康保持に配慮した学校運営に努め、本計画に基づく取組を着実に推進する。

教職員は、本計画の趣旨及び働き方改革の必要性を十分に理解し、効率的な業務遂行や勤務時間に対する意識改革に主体的に取り組むものとする。また、互いに協力・連携しながら業務改善を進めるとともに、心身の健康保持に努め、持続可能な学校運営の実現に向けて、それぞれの立場から積極的に参画するものとする。

7 フォローアップ

本計画の実効性を確保し、継続的な改善につなげていくため、毎年度、各学校における取組状況や勤務実態等の把握及び検証を行うものとする。検証に当たっては、時間外在校等時間の状況や休暇取得状況、ストレスチェックの結果等を踏まえながら、業務改善や健康確保に関する取組の成果と課題を整理し、必要な改善策について検討を行う。

また、検証結果については、教職員や関係者に対して適切に公表し、取組の透明性を確保するとともに、働き方改革に対する意識の共有を図るものとする。さらに、社会状況の変化や学校現場における課題、国や県の制度改正等を踏まえ、必要に応じて計画内容の見直しを行い、より実効性の高い取組となるよう改善を図るものとする。